

# 橋本周辺広域市町村圏組合議会公印規程

平成 11 年 3 月 28 日

議 会 規 程 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 橋本周辺広域市町村圏組合議会の公印は、この規程に定めるところによる。

(公印の種類)

第 2 条 公印は、次のとおりとする。

- (1) 組合議会之印
- (2) 組合議会議長印

2 公印のひな形、書体及び寸法、は別表による。

(公印の保管)

第 3 条 公印の保管は、事務局長が行うものとする。

(公印の作成、改刻及び廃棄)

第 4 条 公印の作成、改刻又は廃棄は、議長の決裁を受けなければならない。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

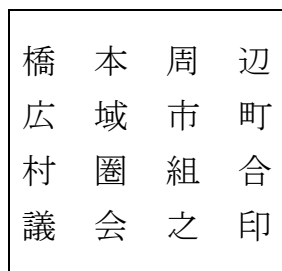
附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

公 印 名	ひ な 形	書 体	寸 法
組 合 議 会 之 印	1	楷 書	方 24 ミリメートル
組 合 議 会 議 長 印	2	楷 書	方 21 ミリメートル

1



2

